

鹿市ス少第 119号
令和3年 1月27日

各単位団指導者・育成会 御中

鹿児島市スポーツ少年団
本部長 大瀬 克広
(公 印 省 略)

本県における感染拡大の警戒基準が「ステージⅢ」に引き上げられたことに伴う
本市スポーツ少年団活動について

かねてから、本市スポーツ少年団活動にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、現在、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染拡大の警戒基準が「ステージⅢ」に引き上げられ、感染拡大警報の発令がなされております。

つきましては、スポーツ少年団活動においても、これまで以上に警戒心を持ち、なお一層の感染症対策を講じるとともに、下記のとおり拡大防止を徹底していただきますよう、お願いいたします。

記

1 健康観察等の徹底

- (1) 活動前に体温を測る等、団員の健康観察を入念に行い、一人一人の体調を把握する。
- (2) 発熱・体調不良の症状がある者については、活動への参加を控え、活動中に発熱等がある場合は、速やかに保護者へ連絡し、帰宅を促す。場合により、他者との接触を避けられる場所を確保する等、その状況に応じた対応をとる。

2 感染リスクへの対応

- (1) 適切な活動時間（週2～3回の2時間以内）を遵守し、長時間の活動による感染リスクを軽減する。
- (2) 日本スポーツ協会や各競技団体が示しているガイドラインを参考に、競技種目の特質を踏まえ、「3密」にならない練習方法を実施し、更に十分な換気や手洗い・うがい等、細部にわたり最大限の防護措置を講じる。
- (3) 更衣室や用具の清掃・消毒等、新型コロナウイルス感染症対策に効果がある洗剤を用いて適切に行う。
- (4) 県境を越えての対外試合や合宿等を行わないこととし、県内での試合・活動についても、地域の感染状況等を踏まえてその是非を検討するとともに、実施の際は徹底した感染対策を講じる。

裏面もご覧ください。

3 校区内または単位団内で感染者が発生した場合

- (1) 校区内で感染者が発生した場合、スポーツ少年団活動の可否については、学校体育施設開放の開放状況に合わせるものとする。
- (2) 団員に感染者が発生した場合、学校側からの要請により、スポーツ少年団事務局から単位団の名簿を提出し、代表者または事務担当者へ連絡する可能性があるため、スポーツ少年団登録システムの代表者及び事務担当者の連絡先を日中つながる番号へ設定しておくこと。
- (3) 濃厚接触者にあたらない場合でも、その後に何らかの症状が発生した場合には、速やかに保健所等へ相談する等して、感染拡大防止に努め、クラスター発生を抑制すること。

4 育成会との連携

- (1) 団員の健康状態のチェックや、新しい生活様式を踏まえた感染防止の対策等を家庭内でも実施してもらい、体調不良の際には団員が活動場所へ来る前に参加を自粛してもらうよう、保護者の理解と協力を得る。
- (2) 指導者のみで決定するのではなく、育成母集団、団員を交えて活動方針や活動計画について話し合い、無理のない練習や大会等への参加についての共通理解を図る。

※昨今の感染状況の中、本市スポーツ少年団事務局へ育成会の方から「スポーツ少年団活動における新型コロナウイルス感染症へ恐怖があるが、指導者へはなかなか伝えることが出来ず、不安を感じながら活動に参加している」等の相談が多数寄せられています。

特に大会出場等については、本市スポーツ少年団の重点事項においても『対外試合の精選』として「月1回程度に止め、無理のない計画を立てよう」と定めておりますが、毎週のように対外試合に参加している単位団があるようです。

たとえ市内であっても、地域の感染状況、主催者の感染対策の程度、参加の必要性、もし万が一会場内でクラスターが発生した場合の対応等を十分に検討した上で、育成会の意見を踏まえた各単位団の総意の判断のもと、慎重に判断してください。

<連絡先>

鹿児島市スポーツ少年団事務局

鹿児島市山下町15番1号

鹿児島市スポーツ振興協会内

担 当：田實・椎原

TEL：248-7718